

## 第36節 ガス施設等災害応急対策計画

災害時における四国ガス(株)の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとする。

〔 実 施 機 関 〕  
四国ガス(株)

### 第1 火災発生の場合

火災発生の発見者は、発火燃焼源を確かめ、適応消火を手配するとともに連絡を密にして付近危険物及び可燃物の撤去並びにガス内蔵設備及び油設備等は、バルブ等により閉塞及び過熱防止処置をするものとする。

### 第2 地震災害等の場合

地震による地盤沈下並びに建造物の破壊または倒壊等の災害が発生した場合は、ガスの噴出及び油類の流出物に引火して火災を起こさないよう設備の電源を切り、火気を全て消した後、ガスの噴出及び油類の流出箇所等を応急修理するものとする。

### 第3 その他

#### 1 災害復旧

ガス供給本管、支管の災害復旧は、会社並びに下請工事会社により全力復旧するものとする。

#### 2 広報活動

災害によりやむを得ずガス供給を一時的に停止する場合は、利用者にラジオ、テレビ及び広報車により周知徹底を図るものとする。

#### 3 災害時の処置

社内の災害、市街のガス本管、支管の災害等及びガス中毒並びに火災等の災害が拡大し、人命に危険のおそれがあるときは、警察署、消防署等関係機関の協力のもとに、立入禁止、交通遮断及び一時避難等の処置を行うとともに、被害規模に応じてガスの供給を停止する。

#### 4 応援の要請

災害の事態に応じて防災関係諸機関に応援を要請するとともに、日本ガス協会に応援を要請する。